

株式会社東北テクノアーチ登録会員規約

(目的)

第1条 本規約は、株式会社東北テクノアーチ（以下「弊社」という。）の登録会員について定める。

(登録会員の特典)

第2条 登録会員（以下「会員」という。）は、次の特典が得られる。

- (1) 会員専用ホームページ内で、未公開特許情報を含む技術紹介資料の閲覧・キーワード検索機能及び研究者リンク機能の使用
- (2) 会員専用ホームページ内で、秘密保持契約を締結した上での明細書開示の優遇
- (3) 弊社及び大学等が企画・関係する展示会・イベント情報の提供

2 前項各号において、会員は必要に応じて費用の負担をしなければならない。

(会員資格)

第3条 会員資格は、弊社が扱う特許権等（未公開出願特許を含む。以下「特許権等」という。）を自社で実施できる企業とする。

(会員登録)

第4条 会員登録を希望するときは、弊社インターネットホームページ上から会員登録の申し込みを行い、承認を受けるものとする。

- 2 会員登録は、前項の承認を受け、且つ弊社が第6条に定める登録料を納入したことを確認した日から10営業日後をもって会員登録日とする。
- 3 会員には、会員IDを発給する。
- 4 会員は、担当者名を弊社に届出るものとする。
- 5 弊社の情報提供は、電子メール及びインターネットホームページにより行う。
- 6 会員登録期間(以下「会員期間」という。)は、会員登録日から1年間とする。

(会員の継続)

第5条 会員の継続を希望する場合は、弊社インターネットホームページ上において会員登録継続の意思表示をし、会員期間満了日までに第6条に定める登録料を納入したことをもって、継続会員とする。

- 2 会員期間満了日までに当該登録料を納入しなかった場合は、当該会員期間をもって退会とする。
- 3 会員登録継続の意思表示をした後、会員期間満了後に登録料を納入した場合は、前条第2項から第3項に準じ取り扱うものとする。

(登録料)

第6条 会員は、1年間の登録料として10万円(消費税別途)を納入しなければならない。

- 2 登録料は、理由のいかんに関わらず返却しない。

(秘密保持)

第7条 会員は、特許権等の情報を第三者に漏洩してはならない。

- 2 前項に違反し、弊社あるいは他の会員に重大な損害を与えた場合は、損害賠償責任を負う。

(退会及び登録抹消)

第8条 会員の退会の意思表示は、弊社インターネットホームページ上において行なう。

- 2 会員期間満了までに会員期間継続の意思表示がない場合は、会員期間満了の日をもって退会とする。
- 3 企業の解散等、会員としての資格を喪失した場合は、退会とみなす。
- 4 会員は、会員IDを不正使用した場合、若しくは秘密保持違反等、会員としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、登録を抹消される。

(雑則)

第9条 本規約の改廃は弊社取締役会の議によるものとし、改廃決定後はすみやかに全会員に通知するものとする。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在登録会員で、平成16年4月1日以降も引き続き登録会員を希望する場合は、第6条に定める登録料は免除する。

附 則

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在登録されている会員の会員期間及び登録料は従前の定めによるものとする

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。